

戸別受信機による防災情報等のお知らせは平成30年3月末で終了します

問 市 防災危機管理課(近江庁舎) ☎52-6630 FAX 52-6930

現在みなさんのご自宅にある戸別受信機は、平成30年3月末で利用できなくなります。今後は以下の4つの方法で、防災情報のほか、市や自治会からの情報をお知らせします。詳細は広報まいばら平成29年4月1日号または市公式ウェブサイトをご覧ください。



1 屋外スピーカー



全ての屋外スピーカーを従来よりも聞きやすい環境に再整備しています。屋外スピーカーから放送されたときは、外の放送を聞いてください。

2 米原市防災アプリ



スマートフォンやタブレットをお持ちの人は、米原市防災アプリをインストールしてください。緊急情報のほか、市からののお知らせ、自治会からののお知らせを外出先でも受信できます。

3 放送内容電話確認システム



屋外スピーカーからの放送を聞き逃した場合、☎52-3520に電話をかけると、自宅の固定電話や携帯電話で自治会ごとの放送が聞けます。新しいものから順に、一週間前までの放送が対象です。

4 専用タブレット



希望者には、1世帯1台限り専用タブレットを貸し出します。希望する人は、申込書をご提出ください。

※初期費用(5,400円)、通信料(1,080円/月)は自己負担

市防災アプリに登録を！

スマートフォンやタブレット、携帯電話(フィーチャー・フォン)で、市からの災害情報や自治会からののお知らせを受信できます。

スマートフォン・タブレット登録方法 両ストアで「**米原市防災**」を検索

※アプリを利用できるバージョンはAndroid 4.0.3以降、iOS 7.0以降です。

Android用 **iOS用 (iPhone用)**

携帯電話登録方法 登録専用サイト(携帯電話用)へアクセス

携帯電話のバーコードリーダーで、右のQRコードを読み取るか、以下のURLから登録専用サイトへアクセス

URL <http://pushsvr.maibarabosai.jp/cgi/hfp/tos>



メール配信サービスを終了します

問 市 広報秘書課(米原庁舎) ☎52-6627 FAX 52-5195

市では、災害情報や暮らしに役立つ情報をお伝えるために「メール配信サービス」を行っていましたが、平成30年3月末で配信を終了します。

今後は、市防災アプリや市公式ウェブサイト等での発信を充実させ、より迅速に情報をお伝えしていきます。

小中学校、公立保育所・認定こども園・幼稚園の保護者のみなさんへ

ご利用中の「学校・公立園メール配信」は、4月から別のサービスに移行して配信を継続します。※詳細は3月中にお知らせ予定です

本人通知制度への事前登録を

問 市 市民窓口課(米原庁舎) ☎52-6927 FAX 52-4539

住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を代理人や第三者に交付したとき、事前登録がある人に証明書を交付した事実を郵送で通知する制度です。この制度により、証明書の不正請求の早期発見や不正取得の抑止が期待できます。

登録できる人

市に住民登録している人、本籍がある人
※除かれた人も含む

登録手続きに必要なもの

登録者の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)
※代理人が申請する場合は、委任状等も必要です。

受付場所

米原庁舎…市民窓口課、山東・伊吹・近江庁舎…各自治振興課

ご利用ください！ 休日の市役所窓口

問 市 市民窓口課(米原庁舎) ☎52-6927 FAX 52-4539
市 収納対策課(近江庁舎) ☎52-3189 FAX 52-6930

転出、転入、転居などの住民異動の手続きが多くなる3月・4月は、休日に窓口業務のほか、市税や公共料金の納付や納税相談も同時に行っています。以下の休日窓口をご利用ください。

実施日 (受付時間8時30分～12時)	場所
3月18日(日)	伊吹庁舎、近江庁舎 ※マイナンバーカードの受領はできません。
3月25日(日)	山東庁舎、米原庁舎
4月 1日(日)	米原庁舎のみ

業務の内容

- * 住民異動届(転出、転入、転居)の受付
 - * 住民票、戸籍、税に関する証明書の発行
 - * 印鑑登録申請、印鑑登録証明書の発行
 - * 市税等の納付、納税相談
 - * マイナンバーカードの受領(3月18日はできません)
- 【マイナンバーカードと住基カードを利用した転出・転入届、住民票の広域交付などはできません。】



マイナンバーカードを利用して
全国のコンビニエンスストアで
証明書などの取得ができます。



転勤、就職、進学などで住所が変わる人へ 市役所へ住所の届出を忘れずに！

- 転出届** 米原市から他の市区町村へ引っ越しする人
- 転入届** 他の市区町村から米原市へ引っ越しした人

※手続きに必要なものは市公式ウェブサイトに掲載しています。不明な点は、市民窓口課へお問い合わせください。

届出は14日以内に！

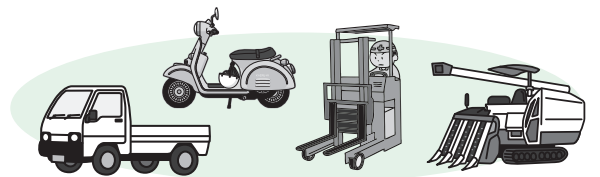
- 転居届** 米原市内で住所を移転した人

バイクや農耕作業車、軽自動車の名義変更・廃車手続きは3月中に

問 市 税務課(近江庁舎) ☎52-1556 FAX 52-8730

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車や小型特殊自動車(コンバイン・フォークリフト等)、四輪の軽自動車などを所有している人に課税されます。

他人へ譲った、廃棄した、盗難に遭った、亡くなった人が車両を所有していた場合、3月中に必ず手続きをお願いします。



※小型特殊自動車の耕運機は、乗用装置または被けん引車(荷台)が無い場合は、登録の必要はありません。



申請窓口

車両によって窓口が違います。必要書類等は、それぞれ電話でお問い合わせください。

- 原動機付自転車・小型特殊自動車(米原市ナンバーまたは旧町のナンバーの車両)は**税務課**(☎52-1556)または**各庁舎窓口**へ
- 軽自動車(滋賀ナンバーの軽三・軽四輪)
軽自動車検査協会(☎050-3816-1843)へ
協会ウェブサイト <http://www.keikenkyo.or.jp>
- 125ccを超える二輪車
滋賀運輸支局(☎050-5540-2064)へ

転入や転出される人へ 軽自動車の手続きもお忘れなく

- 米原市ナンバーの車両**
市役所各庁舎窓口で登録・廃車の手続きをしてください。
- 滋賀ナンバーの車両**
お住まいの軽自動車検査協会または運輸支局で手続きをしてください。

3月下旬は申請窓口が混雑します！

平日お越しいただくのが難しい人は、休日窓口や木曜日の時間外窓口(17ページ)をご利用ください。

介護相談員を募集します

介護相談員は、介護施設を訪問して利用者の声を介護保険サービス事業者や行政につなぐ「橋渡し」役です。利用者は疑問や不安が解消され、安心してサービスを受けることができます。

今回、介護や福祉に関心があり、週1回程度の事業所訪問や定例会に出席できる人を募集します。

募集人数 3人 **任期** 平成30年4月1日から2年間

応募資格 75歳まで(原則)の市内在住で、普通自動車運転免許をお持ちの人

応募期間 3月1日(木)～16日(金)

申込方法 応募用紙に必要事項を記入し、くらし支援課または各庁舎窓口へ持参。ファクスやメール、郵送でも受け付けます。(締切日必着)
応募用紙はくらし支援課と各庁舎窓口に設置します。



お問い合わせ・申込先

市 くらし支援課(山東庁舎) 〒521-0292 米原市長岡1206
☎55-8110 FAX 55-8130 ✉fukushi@city.maibara.lg.jp

有害鳥獣駆除のお知らせ

問 市 林務課(伊吹庁舎) ☎58-2229 FAX 58-1630

市では、農作物および生活環境被害防止のため、市内全域の山間部を中心に農作物や生活環境への被害が拡大している、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル等の駆除を実施しています。

3月は毎週日曜日を集中実施日として、市内一円でカラスやカワウ等の駆除を行います。

※狩猟や駆除は、狩猟免許を所持し、許可等を受けた人により安全を確保し実施されます。



- ・駆除の際には猟銃を使用することもあり、危険です。山や川へ行く場合は、目立つ服装をし、茂みなど相手から見えない場所へはできるだけ立ち入らないようにしてください。
- ・猟友会のみなさんはオレンジ色のベストや腕章を着用しています。駆除等が近くで実施されているのを見かけた場合には、速やかに立ち去ってください。
- ・鳥獣の捕獲のために檻が設置されている場所や、立木などにワイヤーがくくりつけてある場所には、危険が伴う場合があるため、むやみに近づかないでください。

マチイロ

スマートフォンアプリ「マチイロ」で 広報「まいばら」が読めます！

スマートフォンやタブレットで、全国の自治体の広報誌が読めるアプリ「マチイロ」で、広報「まいばら」を読むことができます。

プッシュ通知で行政情報をお届け！

1 役立つ行政情報を見逃さない！ 	2 自分に合わせた情報が届く！ 	3 いろいろなマチの魅力をお届け！
--------------------------------	-------------------------------	---------------------------------

ダウンロードはこちらから



※アプリの利用は無料ですが、情報の受信には通信料が必要です。
※アプリ閲覧中に広告が表示されますが、その内容に米原市は責任を負いません。

問 市 広報秘書課(米原庁舎) ☎52-6627 FAX 52-5195

3月1日～7日は春の火災予防運動

問 市 防災危機管理課(近江庁舎)
☎ 52-6630 FAX 52-6930

3月1日(木)から7日(水)までの7日間、平成30年春季全国火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災予防の意識を高めることで火災の発生を防ぎ、高齢者を中心とする死傷者数をゼロにすることを目的としています。

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、今一度、身の回りに注意しましょう。

2月25日(日)

市消防団による市内一円の火災予防パレード



平成29年度
全国統一防火標語
火の用心
ことばを形に
習慣に

Jアラート全国一斉 情報伝達訓練を実施します

問 市 防災危機管理課(近江庁舎)
☎ 52-6630 FAX 52-6930

地震や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「Jアラート」で送られてくる国の緊急情報を、確実に市民のみなさんにお伝えするため、防災行政無線で以下のとおり訓練放送を行います。

3月14日(水)11時～

【放送内容】

♪ウー——♪

「これはJアラートのテストです」×3回

※屋外スピーカーは通常より大きな音量、家庭の戸別受信機・配布タブレットは最大音量で流れます。
※携帯電話のメールやスマートフォン等の市防災アプリでは、みなさんがお持ちの機器の受信設定音量で通知音が流れます。



市長の言葉



2月23日開会の平成30年米原市議会第1回定例会では、米原市の未来を創る米原創生関連事業をはじめ、重点取組事項を盛り込んだ平成30年度予算を提案します。

予算は、社会の動きや地域の暮らし、米原市の未来を見つめて、職員と議論を重ねて編成しました。未来は「今」の積み重ねです。この「今」を少しずつ変えていくことで未来をつくりたいと思います。

GDPが伸びても暮らしの満足度は上がっていない、幸せの価値観が変わってきたというデータがあります。人とつながることや、一緒になって地域づくりに取り組むことが、生きがいや幸福感につながると考える人が増えつつあります。

「住みよき実感 米原市」の実現に向けて、ともにつながり、ともに創るまちづくりの実践に、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

米原市長 平尾道雄

宝くじ助成事業のご紹介



問 市 山東自治振興課(山東庁舎) ☎ 55-8101 FAX 55-2406
市 伊吹自治振興課(伊吹庁舎) ☎ 58-2221 FAX 58-1630

宝くじの助成金による各種助成事業は、あらゆるまちづくり活動に役立てられています。平成29年度に市内で宝くじの助成金を受け、整備した事業を紹介します。

コミュニティ助成事業とは…

コミュニティ組織(自治会)の活動に必要な施設の整備や自主防災組織の育成など、地域活動を行うために必要な事業に対して宝くじの助成金で助成されるものです。



坂口自治会 (一般コミュニティ助成事業)	下板並自治会 (一般コミュニティ助成事業)
	
助成額150万円 除雪機	助成額250万円 除雪機

ルッチプラザからのお知らせ

問 ルッチプラザ ☎55-4550 FAX 55-4556
(チケット専用☎55-7150)

フルーツカルテット・室内楽コンサート

名門オーケストラ「新日本フィルハーモニー交響楽団」と「NHK交響楽団」の主要メンバーによるアンサンブルコンサートです。



日時 3月31日(土) 15時～(14時30分開場) **チケット発売中**

場所 ルッチプラザ ベルホール310

プログラム モーツァルト作曲/フルーツ四重奏曲二長調
荒川洋編曲/アニメ映画「君の名は。」メドレー
宮川彬良作曲/カルテット「ひよっこ」組曲 ほか

チケット 全席自由
一般 前売り 1,500円(友の会1,300円)
当日 2,000円(友の会1,800円)
中学生以下 500円(友の会400円)
※未就学児は親子室での鑑賞

販売場所 ルッチプラザ、県立文化産業交流会館ほか

近江の春びわ湖クラシック音楽祭2018 森のオペラ劇場「魔笛の世界」・ルッチの森公演

お話を交えながらオペラの世界を分かりやすくお届けします。

大人も子どもも、オペラが初めての人も楽しんでいただけるステージです。

ソプラノ:栗原未和
お話、メゾ・ソプラノ:森季子
テノール:二塚直紀
バス:林隆史 ピアノ:植松さやか



日時 4月21日(土) 14時～(13時30分開場)

場所 ルッチプラザ ベルホール310

チケット 一般 500円 **チケット発売日 2/24(土)**
※中学生以下無料(要整理券)
※3歳未満は親子室での鑑賞

販売場所 ルッチプラザ、県立文化産業交流会館ほか

消費生活相談コーナー

クーリング・オフとは？

訪問販売や電話勧誘販売、特定継続的役務提供*などで契約してしまっても、一定の条件の下、一定期間内であれば一方的に解約できる制度です。

*特定継続的役務提供・・・
エステや学習塾、語学教室など、高額な料金を支払って長期・継続的なサービスの提供を受けること。



必要な手続きは？

クーリング・オフ期間内に**必ず書面(簡易書留で送付するはがき等)**で通知しましょう！受け取った商品があれば、販売業者に引き取ってもらいましょう。
(クーリング・オフが可能な期間は、販売・取引により異なります)



3,000円未満の現金払いの商品や、通信販売はクーリング・オフができません！

特定商取引法の改正により、医療脱毛や脂肪吸引などの美容医療もクーリング・オフの対象になりました！

「おかしいな」と思ったら
一人で悩まず、
まずは消費生活相談窓口へ
ご相談ください。

市 消費生活相談窓口(米原庁舎)
相談専用 ☎52-8088
〔受付〕平日9時30分～16時



【米原警察署情報】

問 米原警察署 ☎52-0110

子どもと高齢者の交通事故を防止しましょう！

新しく小学校や幼稚園、保育園等に通う子どもたちを見掛ける季節になります。また、暖かくなり高齢者が外出する機会も増えます。事故を起こさないよう、安全運転に努めましょう。

事故を起こさないために・・・

子どもに交通ルールを教えましょう

交通ルールを守ることは、交通事故を防止して自分の命を守るために大切なことです。保護者や周囲の大人が正しい交通ルールを教えましょう。



シートベルト・チャイルドシートを必ず着用しましょう

命を守るために大切なことです。6歳未満の子どもには、体格に合ったチャイルドシートを使用しましょう。



安全確認を徹底しましょう

高齢者は身体能力の衰えにより、自転車や徒歩でも事故に遭いやすくなります。信号や左右の安全確認など、基本的な交通ルールを守りましょう。



子どもや高齢者を見掛けたら、思いやりをもった運転を心掛けましょう。



平成30年市内交通事故数(1月末時点)

件数 7件(-6件)、死者 0人(±0人)
傷者 12人(-6人) ※カッコ内は前年比